

第一章 総則

第1条 本校は教育基本法並びに学校教育法の定めるところにしたがって高等普通教育を施し立正精神に基づくゆたかな宗教情操を養い自由闊達な人格を育成することを目的とする。

第2条 本校を立正大学附属立正高等学校という。

第3条 本校の位置は東京都大田区西馬込1丁目5番1号に置く。

第二章 課程の組織・修業年限及び定員

第4条 本校の課程の組織修業年限及び定員は次の通りとする。

課程名		修業年限	定員
全日制の課程	普通科	3年	900名

② 各学級の定員は50名以内とする。

第三章 学年・学期・休業日

第5条 本校の学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 4月1日から8月31日まで

第二学期 9月1日から12月31日まで

第三学期 翌年1月1日から3月31日まで

第7条 本校の休業日を次の通りとする。

1 国民の祝日に関する法律によって休日とされる日

2 日曜日

3 学年始休業 4月1日から4月7日まで

4 夏季休業 7月21日から8月31日まで

5 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

6 学年末休業 3月26日から3月31日まで

7 本校創立記念日 6月15日

8 祖先追慕の日 7月15日

② 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

③ 非常変災その他急迫の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

第四章 教育課程・学習評価および卒業等

第8条 本校の教育課程は別表1に定める各教科・特別活動および総合的な探究の時間により編成する。

第9条 各学年の課程の修了は生徒の成績を評価し学年末に認定する。

第10条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは卒業証書を授与する。

第11条 生徒が長期欠席その他の事由により所定の単位を修得せず進級させることが不相当と認められたときは原学年に留め置くことがある。

第五章 入学・退学・休学・転学等

第12条 本校第一学年に入学することのできるものは次の各号の一に該当するものとする。

1 中学校を卒業した者

2 外国において学校教育における九年の課程を修了した者

3 文部科学大臣の指定した者

4 本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条 入学は校長がこれを許可する。

② 入学志願者が入学定員を超過した場合には志願者の選抜を行う。

第14条 第二学年以上に転編入学することのできる者は相当年令に達しかつ前学年までの課程を修了

した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者とする。ただし欠員ある場合に限る。

第15条 本校に入学しようとする者は本校所定の入学志願票にそれぞれ記入の上入学検定料を添えて提出しなければならない。

第16条 入学を許可された者は保証人連署の誓約書その他所定の書類に入学金を添え定められた日時までに提出しなければならない。

第17条 生徒が転学しようとするときは、その事由を明らかにし所定の書類を提出し校長の承認を受けなければならない。

第18条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため退学しようとするときは所定の願書を提出し校長の許可を得なければならない。

第19条 生徒が病気その他やむを得ない事由のためその年度中出席できない場合休学しようとするときは所定の願書を提出し校長の許可を受けなければならない。

第20条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは所定の書類を提出し校長の許可を受けなければならない。

第21条 前四条の場合はすべて保証人の連署を要する。

第22条 生徒が欠席・遅刻・早退する場合は保証人又は副保証人からその事由を明らかにした届書を提出しなければならない。

第六章 保証人

第23条 生徒の保証人は父母またはこれに代るべき独立の生計を営む成年者であって、学校教育推進に協力する義務を負うものとする。

第24条 保証人が遠隔の地に居住する場合は別に副保証人を要する。

第25条 保証人または副保証人の身分に異動を生じた時は直ちに届出なければならない。

第26条 保証人または副保証人を変更しようとするときはその事由を具し校長の許可を受けなければならない。

第七章 教職員組織

第27条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長
 - 2 教頭
 - 3 教務・生活指導・広報・進路指導・総務・先進教育の各部長
 - 4 教諭 29名以上
 - 5 講師 若干名
 - 6 事務長
 - 7 事務職員 5名以上
- ② 校長は校務を総括し、所属教職員を指導監督する。
 - ③ 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。校長に事故があるときはその職務を代理する。
 - ④ 教務部長は校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑤ 生活指導部長は校長の監督を受け、生徒の生活指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑥ 広報部長は校長の監督を受け、入試広報に関する計画立案その他の入試広報に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑦ 進路指導部長は校長の監督を受け、生徒の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑧ 総務部長は校長の監督を受け、総務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑨ 先進教育部長は校長の監督を受け、ICT教育・グローバル教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整および指導・助言に当たる。
 - ⑩ 事務長は校長の監督を受け事務をつかさどる。
 - ⑪ 教諭は生徒の教育をつかさどる。
 - ⑫ 事務職員は事務に従事する。
- 2 前項の教職員の他に校長補佐を置くことができる。校長補佐は校長の命を受けて校長を補佐する。

第八章 授業料・入学金および検定料

第28条 本校の授業料・入学金・検定料・施設費を次の通りとする。

授業料	507,000円
入学金	250,000円
内部進学者 入学金	220,000円
検定料	20,000円
施設費	195,000円

第29条 授業料は出席の有無にかかわらず学籍のある間はこれを納めなければならない。

- ② ただし、前項の規定にかかわらず、休学期間はその始期の翌月から授業料を免除することがある。
③ また、特別な事由のある場合は別に定める規程により、授業料の全部または一部を減免することがある。

第30条 すでに納入した授業料・入学金・検定料および施設費は理由のいかんを問わず返還しない。

第九章 賞罰

第31条 教育上特に必要と認めるときは生徒を表彰することがある。

第32条 教育上必要と認めるときは生徒に対し懲戒を加える。

② 懲戒はその程度により訓告・停学および退学とする。

③ 前項の退学は次の各号の一に該当する場合に限る。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力が劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者

第33条 学業成績が優秀で身体強健・思想堅実・品行方正な者を特待生として授業料等を減免し、また奨学金を与えることがある。

② 特待生制度については別に定める。

第34条 交通遺児に関する授業料軽減の細則は別に定める。

附 則

学則に必要な細目は校長が別にこれを定める。

この校則は昭和23年4月1日から施行する。

この改正学則は昭和38年4月1日から施行する。

この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。

この改正学則は昭和59年4月1日から施行する。

この改正学則は昭和60年4月1日から施行する。

この改正学則は昭和62年4月1日より施行する。

この改正学則は昭和63年4月1日より施行する。

この改正学則は平成元年4月1日より施行する。

この改正学則は平成2年4月1日より施行する。

ただし、第28条の検定料に係る規定は、平成2年度の入学志願者から適用する。

この改正学則は平成3年4月1日より施行する。

ただし、第28条の検定料に係る規定は、平成3年度の入学志願者から適用する。

この改正学則は平成4年4月1日より施行する。

ただし、第4条の規定にかかわらず平成4年・5年の収容定員については下記の表による。

	平成4年	平成5年
1年	300名	300名
2年	350名	300名
3年	350名	350名

この学則は平成3年7月1日より施行する。

この学則は平成3年10月1日より施行する。

この学則は平成4年4月1日より施行する。

ただし、第28条の検定料に係る規定は、平成4年度の入学志願者から適用する。

この学則は平成5年4月1日より施行する。

この学則は平成6年4月1日より施行する。

ただし、第28条の検定料に係る規定は、平成6年度の入学志願者から適用する。

ただし、第8条に規定する別表については、平成6年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成7年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

この学則は平成7年4月1日より施行する。

ただし、第28条の検定料に係る規定は、平成7年度の入学志願者から適用する。

ただし、第8条に規定する別表については、平成7年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成8年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

この学則は平成9年4月1日より施行する。

この学則は平成10年4月1日より施行する。

ただし、第28条に定める施設費については、平成10年度の入学者より適用し、平成8・9年度の入学者は従前の金額とする。

この学則は平成12年4月1日より施行する。

ただし、第28条に定める授業料については、平成12年度に第1学年に在籍する生徒より適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成13年度第3学年に在籍する生徒に係る授業料については、なお従前の例による。

この改正学則は平成15年4月1日より施行する。

ただし、第8条に規定する別表については、平成15年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成16年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

この改正学則は平成16年4月1日より施行する。

ただし、第8条に規定する別表については、平成16年度に第1学年及び第2学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

この改正学則は平成17年4月1日より施行する。

ただし、第8条に規定する別表については、平成17年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成18年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

この改正学則は平成20年4月1日より施行する。

この学則は平成24年4月1日より施行する。

ただし、第8条に規定する別表1については、平成24年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程に適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成25年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については従前の通りとする。また、第8条に規定する別表2については、平成25年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用する。

この学則は平成25年4月1日より施行する。

この学則は平成26年4月1日より施行する。

ただし、第28条に定める授業料および施設費については、平成26年度に第1学年に在籍する生徒より適用し、同年度第2学年および第3学年に在籍する生徒ならびに平成27年度第3学年に在籍する生徒に係る授業料および施設費については、なお従前の例による。

この学則は平成31年4月1日より施行する。

ただし、学則第8条の改正については、平成31年度入学生より適用する。

この学則は令和4年4月1日より施行する。

ただし、学則第8条の改正については、令和4年度入学生より適用する。同年第2学年および第3学年に在籍する生徒の教育課程については、なお従前の例による。

この学則は令和5年4月1日より施行する。

この学則は令和7年4月1日より施行する。

ただし、第28条に定める授業料および施設費については、令和7年度に第1学年に在籍する生徒より適用し、同年度第2学年および第3学年に在籍する生徒ならびに令和8年度第3学年に在籍する生徒に係る授業料および施設費については、なお従前の例による。

(別表1)